

折衝

八 倉見以前ノ状況
必業務勤務者ニシテ本日前午前六時ヨリ退場ス可キ職
上約五十名ハ一應身議團本部ニ引揚ケタル又倉社
例ノ回答ヲ待ツ可ク午九時ヨリ参々位々由ヒ工場
ニ入り午前十時頃迄ニ全部入場ヲ終リ場内広場ニ
集合シ居タリ

二 倉見ノ状況
既報予定、如ク倉社側ニ於テハ片岡副社長以前因
重役、石川庶務部長、酒井技師長、四名ハ本日前
後ニ時ヨリ職上代表吉野覺ニ外四名ト倉見ヲ
開始セリ
其劈頭片岡副社長立チテ今回諸君、要求ニ
對シテハ之ヲ諒トスル又一面倉社、経済状態トシ
テ(要求)全部ヲ承認シ能ハサルハ遺憾トスル處
ナルカ吾カバ充分誠意ヲ披瀝シ田滿禪ニ解決
ス可ク依カシ居レルヲ以テ逐條的ニハ不字、莫或
ハ有リト恩料セラル、又今回ハ之ニテ幸抱セラレ度

回覧

一 下ニ時間勤務ヲ十時間ニ短縮スル件ニ付キテハ自

下倉社ニ於テ研究中ナルヲ以テ一時保留スルコト
ニ半当金六拾五銭、中參拾五銭ヲ所給ニ繰入レ之ニ
一部ノ債銀ヲ値上スルコト
三 解雇手当
目下考究中ナルヲ以テ三ヶ月間備豫ス可キ様申出
テタル又重役ノ復業トシテ本職トナリタル後一ヶ月
并滿ニ十五日分、滿一ヶ月二十日、以上一ヶ月増ス毎
二日給ノ一日分ヲ増ス、但シ職上ノ不都合アリタル場
合ハ給年セスト返ヘタリ

四 退職手当
本職上トナリタル後滿ニヶ月以上七日分ニヶ月未
滿ハ支給セズ、二年以上三ヶ月増ス、毎日給一日
分ヲ加フ、但シ滿十年以上ニシテ退職、場合ハ倉社
ニ於テ止ムヲ得ナルモノト認ムルトキハ相当増給ス

五 早期賞与
五 早期賞与